

### 各所管省庁の再評価対象事業及び実施時期

区分	水産庁関係事業		農林水産省関係事業		林野庁関係事業		国土交通省関係事業	
	再評価対象事業	実施時期	再評価対象事業	実施時期	再評価対象事業	実施時期	再評価対象事業	実施時期
未着工	水産関係公共事業の事業評価実施要領の制定についての一部改正について (平成23年4月1日付 23水港第2395号 水産庁長官) (ただし、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金に係る事業については、水産関係公共事業に準じるものとする。)		農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領の一部改正について (平成22年9月21日付 22農振第1248号 生産局長 農村振興局長)		林野公共事業の事業評価実施要領 (平成12年3月13日付 12林整計第73号 林野庁長官) 最終改正：平成22年11月30日		国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について (平成23年4月1日付国官総第367号の2 国官技第422号の2 国土交通事務次官) (ただし、交付金の要素事業は、改定前の実施要領に準ずる。)(※1)	
	事業採択後5年以上経過後、未着工の事業	事業採択後5年目の年度末まで	事業採択後未着手で5年を経過した事業	5年経過後	事業採択後未着手で5年を経過した事業	5年経過後	事業採択(事業費の予算化)後5年間未着工(用地手続き、工事未着手)の事業	事業採択後5年目の年度末まで
長期継続	事業採択後10年を経過した事業	事業採択後10年目の年度末まで	事業採択後10年を経過した事業	10年経過後	事業採択後10年を経過した事業	10年経過後	事業採択後、5年間(交付金の要素事業については10年間)を経過した時点で継続中の事業。なお、交付金の要素事業については、5年間経過した時点で再評価の必要性の判断(※1)	事業採択後5(10)年目の年度末まで(※2)
							交付金の要素事業については、予定事業実施期間が5年以内の事業が大幅に工期が延びる見込みの事業(※1)	事業採択後5年目の年度末まで
準備・計画						準備・計画段階で5年間が経過している以下の事業 ○ 着工準備費が予算化された地域高規格道路、連続立体交差事業等 ○ 実施計画調査費を予算化したダム事業	予算化後5年目の年度末まで	
再評価後	原則として5年ごとに実施。	再評価実施後5年目の年度末まで	再評価実施後5年を経過した事業	5年経過後	再評価実施後5年を経過した事業	5年経過後	再評価実施後5年間(交付金の要素事業となる下水道事業は10年間)経過した事業	再評価実施後5(10)年目の年度末まで
その他	漁業情勢の急激な変化等により見直しの生じた事業	適宜	社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	適宜	社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業	適宜	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業	適宜
	当該年度に完了する事業は再評価対象外		当該年度に完了する事業は再評価対象外		当該年度に完了する事業は再評価対象外		当該年度に完了する事業は再評価対象外	

※1 交付金とは、社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金をいう。

※2 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、平成22年度に事業採択後5～9年間が経過して継続中の事業については、平成23年度末までに再評価を実施することができるものとする。(ただし、交付金の要素事業を除く。)